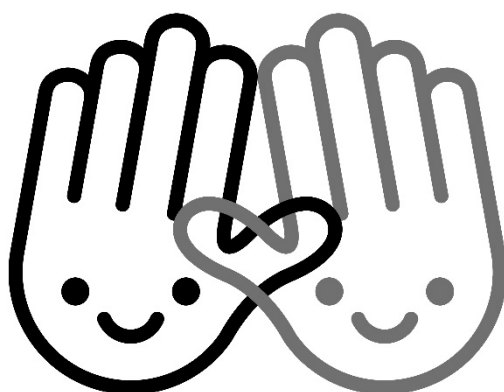


田原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度
ガイドブック



令和6年8月

目次

- 1 田原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは (P1)
- 2 対象者(P1)
- 3 宣誓をすることができる方 (P1)
- 4 ファミリーシップとは(P2)
- 5 宣誓手続の流れ (P3)
- 6 宣誓時に必要なもの (P4)
- 7 受理証明書等の再交付・変更・返還 (P5)
- 8 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に係る自治体間連携の協
定締結自治体間で引越したときの継続使用について(P6)
- 9 Q&A (P7)

1 田原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

この制度は、様々な事情により婚姻制度を利用できないカップルと、双方の子ども等の近親者が相互に協力し合いながら共同生活を行うことを約束した家族であることを市に宣誓し、市がその宣誓書を受理したことを認める制度です。

制度の導入により、性的少数者をはじめ、性の多様性への理解を深めるとともに、互いの人権を尊重し、一人ひとりの個性や多様な価値観を認め合い、みんなが自分らしく輝けるまちの実現を目指します。

2 対象者

パートナー(同性・異性を問わない)及びその子を始めた近親者(三親等内)

3 宣誓をすることができる方

双方が以下のいずれにも該当するパートナーシップにある方

(1)成年に達していること

満18歳以上の方

(2)田原市民であること、または転入を予定していること

双方が市内に住所を有していること、または一方が市内に住所を有し、他方が宣誓の日から3か月以内に市内への転入を予定していること

(3)配偶者がいないこと(結婚していないこと)

双方に配偶者(事実婚の関係にある者を含む。)がいる場合は、宣誓をすることができません。

(4)宣誓者以外の方とパートナーシップの関係にないこと

共に宣誓をしようとするパートナーの他にパートナーシップ関係のある方は、宣誓をすることができません。

(5)宣誓者同士が近親者でないこと

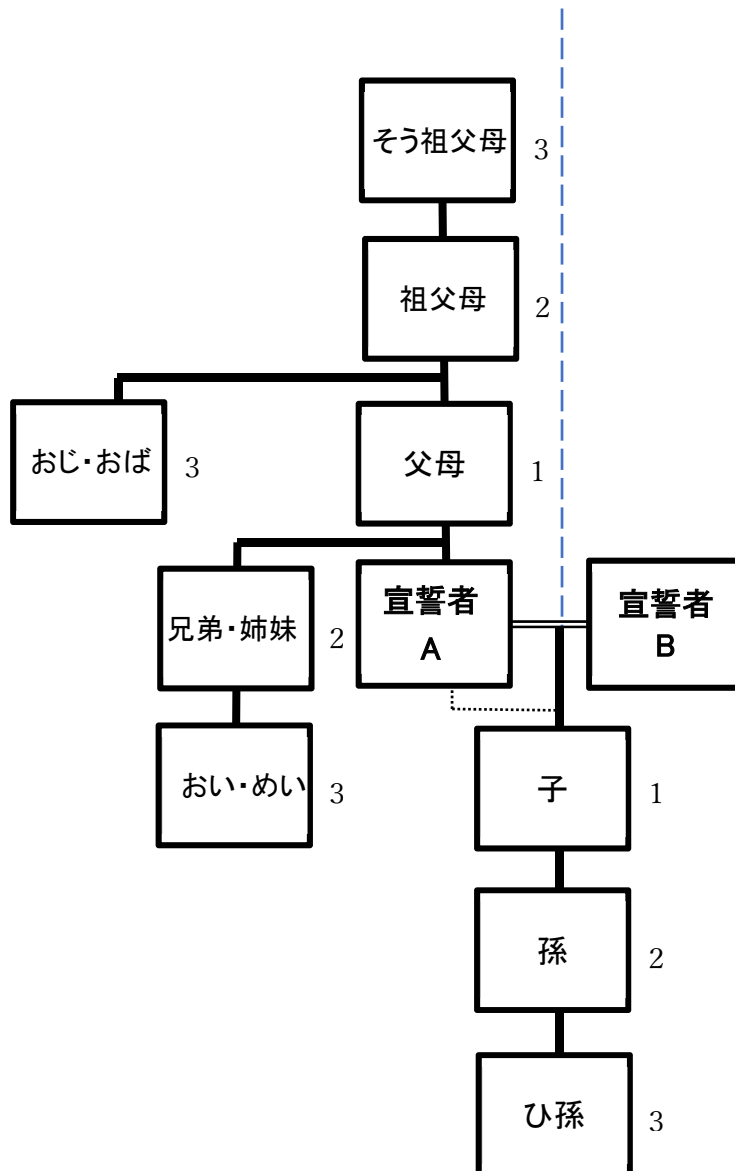
民法第734条から第736条に定められている婚姻をすることができない関係にある方は、宣誓をすることができません。

ただし、パートナーシップ関係を前提とした養子縁組の場合は宣誓することができますので、事前にご相談ください。

4 ファミリーシップとは

ファミリーシップとは、パートナーシップにある方の一方又は双方の子を始めとした近親者(三親等内の者)を含め、家族であると約した関係をいいます。

※参考:ファミリーシップ対象者の三親等内の近親者とは、以下1~3の範囲となります。



※数字は親等数
宣誓者 B 側の関係は破線で反転してください。

5 宣誓手続の流れ

(1)電話またはメールで事前予約

○事前に電話またはメールで以下のことを連絡してください。

- ・宣誓者お二人の氏名、生年月日、住所、電話番号
- ※通称名で宣誓される場合はその通称名、外国籍の方は国籍も伝えてください。
- ・宣誓希望日時・場所(ご希望に応じて、個室を用意します。)

○ご連絡の際に、必要書類の確認なども行います。

【連絡先】田原市役所企画課
【電話】0531-23-3507 【メール】kyoudou@city.tahara.aichi.jp
【宣誓ができる日時】月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日、年末年始を除く。)

(2)パートナーシップの宣誓

【対面で宣誓する場合】

- 予約した日時に必要書類(4ページ)を持って、必ずお2人そろってお越しください。
- 市職員の立会いのもと「田原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書」に自署し、ご提出いただきます。
- ※書類に不備や不足がある場合は、宣誓日を延期させていただくことがあります。

【オンラインで宣誓する場合】

- 必要書類を宣誓日前日までに企画課に提出してください。(郵送可)
- 宣誓手続きはZOOMにて行います。
- 宣誓の意思確認のため、お2人の顔が見える状態で画面をオンにしてください。また本人確認できる書類をお手元にご用意ください。

(3)パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等の交付

- 提出書類を確認の上、「田原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書」及び「田原市パートナーシップ・ファミリーシップ受理証明カード」の交付を行います。
- 宣誓から交付まで1週間程度、期間をいただきます。
- 交付準備ができ次第、ご連絡します。本人確認ができるものを持参のうえ、受け取りにお越しください。(宣誓者いずれかお1人でもかまいません。)ただし、郵送をご希望される場合は簡易書留で送付しますので、470円分の切手を用意していただきます。

6 宣誓時に必要なもの

(1)住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- 3か月以内に発行されたものを1人1通ずつお持ちください。(ただし、宣誓する2人が同一世帯になっている場合は、2人分の情報が記載されたもの1通でかまいません。)
- 住民票記載事項証明書の場合、住所と氏名の記載されたものをご提出ください。
- マイナンバー(個人番号)の表示は必要ありません。
- 3か月以内に田原市に転入予定の場合は、転入することが分かる書類をお持ちください。(例:転出証明書、売買契約書、賃貸借契約書)

(2)配偶者がいないことを証明する書類

- 3か月以内に発行された戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)又は独身証明書を1人1通ずつご提出ください。
- 戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)や独身証明書は、本籍地の市町村で取得できます。
- 外国籍の方は、大使館等公的な機関が発行する婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添付して提出してください。
- ※2人が外国で同性婚をしている場合には、それが証明できるもの(日本語訳添付)

(3)本人確認ができるもの(いずれも有効期限内のものに限る)

1つの提示(顔写真付き)	2つの提示(顔写真無し)
<ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカード(個人番号カード)・運転免許証・パスポート(旅券)・在留カード・国、地方公共団体が発行した身分証明書(顔写真付き)	<ul style="list-style-type: none">・国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険の被保険者証、共済組合員証・年金手帳、年金証書・その他、国、地方公共団体が発行したもの

(4)通称名の使用を希望する場合

- 通称を日常的に使用していることが分かるもの(郵便物や各種会員証、社員証等)をご持参ください。

(5)ファミリーシップの対象となる方に関する書類

- 3か月以内に発行された近親者の方の戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)又は戸籍全

部事項証明書その他の関係が確認できる書類をご持参ください。

- 近親者の方が自署した「近親者等の記載に関する同意書」をご持参ください。(15歳未満の方は不要です。)

7 受理証明書等の再交付・変更・返還

事前に電話またはメールで予約してください。日程調整と必要書類の確認を行います。

(1) 受理証明書等の再交付

- 受理証明書等の紛失や毀損、汚損により、再交付を希望される場合は、「田原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等再交付申請書」にすでに交付している受理証明書等を添付してご提出ください。(紛失された場合は、受理証明書等の添付は不要です。)

(2) 宣誓書の記載事項の変更

- 宣誓書に記載した内容に変更が生じたときは、「田原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届」に受理証明書等及び変更内容が確認できる書類を添付して提出してください。

(3) 近親者に関する記載の削除

- 宣誓書に氏名等を記載された15歳以上の近親者等の方で、受理証明書等からの氏名の削除を希望される場合は、「田原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書」をご提出ください。

(4) 受理証明書等の返還

- 次の場合は、「田原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届」に受理証明書等を添付して提出してください。
 - ①宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき
 - ②パートナーが亡くなったとき
 - ③その他、1ページ「3 宣誓をすることができる方」に該当しなくなったとき
 - ④宣誓が無効になったとき

(5) 宣誓の無効

- 次の場合は、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓が無効となりますので、交付した受理証明書等を返還していただきます。

- ①虚偽その他の不正な方法により受理証明書等の交付を受けたことが判明したとき
- ②交付を受けた受理証明書等を不正に使用したことが判明したとき

8 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に係る自治体間連携

の協定締結自治体間で引越したときの継続使用について

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に係る自治体間連携についての協定を締結している自治体間で転出・転入する場合は、簡易な手続きでパートナーシップ宣誓制度の継続使用ができます。

※転出元及び転入先の自治体において、ともに宣誓制度の対象となる場合に限りです。

※協定締結自治体については以下のとおりです。(令和6年8月1日現在)

名古屋市 豊橋市 岡崎市 一宮市 半田市 春日井市 豊川市 豊田市 安城市 西尾市
蒲郡市 犬山市 江南市 小牧市 新城市 東海市 大府市 知多市 知立市 尾張旭市
高浜市 豊明市 日進市 田原市 清須市 みよし市 長久手市 豊山町 大口町 扶桑町
東浦町 武豊町 幸田町

※高浜市は令和6年10月1日(火)より自治体間連携の運用開始予定。

(1) 田原市から連携協定締結自治体へ転出するとき

転出先の市へのパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の継続手続きにより、田原市への「田原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届」の提出、受理証明書等の返還手続きが不要となります。(田原市が発行した受理証明書等は転出先の自治体へ提出して下さい。)

(2) 連携協定締結自治体から田原市へ転入するとき

田原市に「田原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続届出書」と転出元の自治体が発行した受理証明書等を提出していただくことで、当初の宣誓日を引き継いだ田原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等を交付します。(転出元の自治体が発行した受理証明書等は田原市から転出元の自治体に返還いたします。)

※4ページの「(1)住民票の写し又は住民票記載事項証明書」及び「(3)本人確認ができるもの」の提出が必要となります。

9 Q&A

Q1 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度と婚姻はどのように違いますか？

A 婚姻を行うと民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利、税金の控除、親族の扶養義務など様々な法的な権利・義務が発生します。

一方、田原市パートナーシップ・ファミリーシップ制度は、行政の内部規定である要綱に基づいて行うものです。法的効力は発生しません。

Q2 外国籍ですが、宣誓できますか。

A 宣誓の要件を満たしていれば、宣誓できます。大使館などで発行される婚姻要件具備証明書に日本語訳をつけたものをご提出ください。

Q3 代理人でも申請できますか。

A 本人の意思確認を行いますので、代理人での申請はできません。必ず宣誓するお二人でお越してください。なお、宣誓書に自署していただくことが原則ですが、何らかの理由により自署できない場合は、お2人の立会いのもと、他の方による代筆は可能です。

Q4 3か月以内に市内への転入を予定している場合で、まだ賃貸借契約等をしていない場合は、どのように証明すれば良いのでしょうか？

A 宣誓の日から3か月以内に住民票の写し、賃貸借契約書等を提出してください。提出がない場合は、発行した受理証明書等を返還していただきます。

Q5 同居している必要はありますか？

A 様々な要因で同居できない場合があると思いますので、同居は求めています。

Q6 同性カップルだけでなく、異性カップルもパートナーシップの宣誓ができますか？

A 宣誓の要件を満たしていれば、すべての市民の方にご利用いただけます。

Q7 同性カップルの場合で、養子縁組をしている場合も宣誓できるのはなぜですか？

A 性的少数者の方の中には、同性では婚姻ができないことから、家族になるために養子縁組を結んでいる方がいる状況を考慮し、養子縁組を結んだままでもパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓ができることとしています。

Q8 通称名は使用できますか？

A 日常生活において通称名を使用している場合は、通称名で宣誓が可能です。

Q9 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に費用はかかりますか？

A 宣誓や、受理証明書等の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に必要な書類の交付手数料などは、自己負担となります。

Q10 郵送やメールでのパートナーシップ宣誓はできますか？

A 郵送やメールのみでの宣誓は行っておりませんが、事前に必要書類をご提出(郵送可)いただくことで、ZOOMを用いたオンライン宣誓を行うことが可能です。

Q11 オンラインでの宣誓はできますか？

A 事前に必要書類をご提出(郵送可)いただくことで、ZOOMを用いたオンライン宣誓を行うことが可能です。

Q12 受理証明書等はどこかで利用できますか？

A 市役所の手続きでは、市営住宅の入居申し込みなどの際に利用できます。詳しくは「田原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用できるサービス一覧」をご確認ください。また、民間のサービスにおいて受理証明書の提示により一定の範囲で家族と同等の取扱いが行われることがあります。詳しくはサービス提供者にご確認ください。(例:携帯電話会社の家族割、生命保険受取人の適用等)

Q13 交付された受理証明書等は、公的な本人確認書類として使用できますか？

A 使用できません。2人がパートナー関係であると宣誓した事実を証するものです。

Q14 パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか？

A 婚姻に類似した法的関係性を構築する方法として、公正証書による遺言書の作成や、任意後見契約等を結ぶ方法がありますが、その手続には費用が発生します。詳しくは公証人役場へお問い合わせください。

Q15 市外に転出する場合、手続きは必要ですか？

A 市外に転出する場合は、「田原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届」をご提出いただくとともに、受理証明書等も返還していただくことになります。事前にご連絡ください。

※パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に係る自治体間連携についての協定を締結している自治体に転出する場合で、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の継続手続きを行う場合は本市に返還の必要はありません。

Q16 パートナーシップを解消した場合、またパートナーが亡くなった場合、受理証明書等を返還する必要はありますか？

A 「田原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届」をご提出いただき、受理証明書等を返還してください。なお、パートナーシップ解消による返還の場合は、双方の意思を確認させていただきます。パートナーが亡くなられた場合は、亡くなったことがわかる書類を添付してください。